

役員 の 定年 に関する 規程

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の定款第 27 条に基づく役員 の 就任時 における年齢制限並びに任期を次のように定める。

(会長の任期)

第 2 条 会長の任期は、1 期 2 年とし 4 期（8 年）までとする。特別の事情あるときは、1 期延長することができる。

(役員 の 定年 と 任期)

第 3 条 役員 の 就任時 における年齢は、70 歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、1 期 2 年を限度として再任を妨げない。なお、理事の在任期間は最長で連続 5 期（10 年）までとし、再任期間は 2 期（4 年）を開けるものとする。また、継続的な任務遂行のため、会長職については就任時の年齢を問わず選任することができる。

(規程の変更)

第 4 条 この規程は、評議員会の決議により、改廃することができる。

(適用範囲)

第 5 条 この規程は、本会の加盟団体には適用しない。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定

令和 4 年 3 月 27 日 改定・施行

令和 7 年 3 月 14 日 改定・施行